

神戸市重度障害児者医療福祉コーディネート事業実施にかかる有識者会議
開催要綱

平成 27 年 9 月 28 日
保健福祉局長決定

(趣旨)

第 1 条 地域で生活する医療的ケアの必要な重度障害児者が、安心して医療及び障害福祉サービスを受けるために、医療機関、障害福祉サービス事業者その他の関係機関をコーディネートする仕組みを検討するにあたり、専門的な見地及び市民の立場から意見を求めることを目的として、神戸市重度障害児者医療福祉コーディネート事業実施にかかる有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。

(委員)

第 2 条 会議に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療従事者
- (3) 障害福祉サービス事業従事者
- (4) 市民代表

2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、20 名以内とする。

3 委員は事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長の指名等)

第 4 条 保健福祉局長は、委員の中から会長及び副会長を指名する。

2 会長は、会の進行をつかさどる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が前項の職務を代行する。

(関係者の出席)

第 5 条 保健福祉局長は、第 2 条に規定する委員のほか会議の運営上必要な者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、保健福祉局長が公開しないと決めた時は、この限りではない。

- (1)神戸市情報公開条例(平成13年神戸市条例第29号)第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の進行が著しく損なわれると認められる場合
- 2 会議の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱(平成25年3月27日市長決定)を適用する。

(会議の庶務)

第7条 会議の庶務は、保健福祉局障害福祉部において処理する。

(施行細則の委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に必要な事項は、保健福祉局障害福祉部長が定める。

附 則(平成27年9月28日決裁)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年9月28日より施行する。